

第 92 号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成24年11月27日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例

春日井市都市公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を
「第1章 総則（第1条・第2条）」
第1章の2 都市公園の設置（第2条の2－第2条の5）」
に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園の設置

（都市公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第2条の3 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準及び市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、12平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面

積は、2ヘクタールを標準とすること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (5) 前各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えるもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、都市公園法の一部改正に伴い、市が設置する都市公園の配置及び規模の基準等を定めるため必要があるからである。